

## 2 登録事項の変更届

登録された次の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を登録した総合振興局等へ届け出る。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- ③ 法人にあっては、その業務を行う役員（監査役等を除く）の氏名

### ● 届書の様式

名称	根拠規定	様式	提出部数
登録事項変更届書	法第9条 登録規則第5条	別記様式第10号 (規則様式第7)	1通

### ● 添付書類とその様式

区分	添付書類		
	名称	根拠規則	様式
個人の住所・氏名又は法人の住所・名称・代表者の氏名並びに事務所の名称・所在地に係る変更の場合	登録者が個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書		
	砂利採取業者登録通知書 (記載事項に変更が生じるとき)		
法人の業務を行う役員（監査役等を除くすべての役員）に係る変更の場合	変更役員の誓約書	登録規則第5条	別記様式第2号
	法人の登記事項証明書		
業務主任者に係る変更の場合	業務主任者合格証の写し又は業務主任者認定証の写し	登録規則第5条	別記様式第26号 (規則様式第11) 別記様式第29号 (規則様式第13)
	業務主任者の誓約書	同上	別記様式第2号
	業務主任者に関する証明書	同上	別記様式第3号
	業務主任者の住民票	同上	
	業務主任者が従業員である場合は、雇用関係を確認できる公的機関の発行する書類(社会保険等)	同上	
当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員の場合及び事務所に置く業務主任者の場合はその生年月日を証する書面		登録規則第5条第2項	

### ● 受理後の処理

登録簿に届書の受理年月日及び当該変更事項を記載する。  
なお、登録通知書の記載事項に変更が生じる場合は、登録通知書を再交付する。

### ● 登録総合振興局等の変更

砂利採取業者が、主たる事務所を他の総合振興局等管内へ移転した場合は、次のとおり処理する。

- ① 登録事項変更届書を受理した登録総合振興局等は、登録簿に届書の受理年月日及び変更事項を記載し、その写しを保管した上で、登録事項変更届書の写し、登録申請書（添付書類を含む）の写し、登録通知書の写し及び登録簿の原本を主たる事務所を所管することとなる総合振興局等へ送付する。
- ② 送付を受けた総合振興局等は、送付された登録簿に新たな登録番号を記載するとともに、登録通知書を書き換えて交付する。